

平成25年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年6月13日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 閉 会	平成25年6月21日 午前9時 平成25年6月21日 午前9時22分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	2 番	大 隈 敏 弘	3 番	井 上 敏 文	4 番	坂 井 正 隆
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こども応援課長	鶴 崎 智 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽平成25年6月21日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第27号 江北町職員等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第28号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第31号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第32号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第33号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第34号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 意見案第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書
- 日程第10 意見案第3号 教育予算の拡充を求める意見書

---

## 午前9時 開議

### ○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第2回江北町議会定例会会期9日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま意見案第2号、意見案第3号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、意見案第2号、意見案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見案第2号、意見案第3号を上程いたします。

職員をして朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

（朗読省略）

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、お諮りいたします。意見案第2号、意見案第3号は、会議規則第36条3項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久君議長

異議なしと認めます。よって、意見案第2号及び意見案第3号の趣旨説明を省略することに決しました。

日程第1 委員長報告

○武富 久議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期6日目に各委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長古賀成君。

○古賀 成総務常任委員長

おはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

今期6月議会定例会会期6日目の6月18日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第27号 江北町職員等の給料の特例に関する条例の制定について、議案第28号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第1号）の歳入全部と、歳出のうち、款1議会費、款2総務費、款3民生費、款4衛生費のうち、目1保険衛生総務費、目2予防費、款7商工費、款9消防費、款10教育費、議案第32号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

以上の付託事件について、6月19日、20日の2日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第28号は全員賛成で、その他の議案は賛成多数であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

なお、20日には、西原副議長の一般質問の指摘事項について、さきの3月30日に開通いたしました一般県道江北～芦刈線の改良工事、舗装工事、交通安全施設工事の開通した現場を視察いたしました。指摘事項一つ一つについて、問題点が浮き彫りになってきております。今後の通行状態の経過を見つつ、議会としても一つ一つ真摯に指摘し、これを是正させる必要がある。執行部も真摯に取り組んでいただきたい。

以上のことを申し上げ、総務常任委員長の報告といたします。

以上、終わります。

## ○武富 久議長

続きまして、産業常任委員長池田和幸君。

## ○池田和幸産業常任委員長

おはようございます。それでは、産業常任委員長報告をいたします。

今期6月議会定例会、会期6日目の6月18日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告します。

付託事件、議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第1号）歳出のうち、款4衛生費のうち目3環境衛生費、款6農林水産業費、款8土木費、議案第31号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第33号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

以上の付託事件について、6月19日、20日の2日間にわたり、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、6月20日には、総務常任委員会とともに、ことし3月30日に有明沿岸道路の久保田インターチェンジから芦刈インターチェンジ間（2.8キロ）と県道江北から芦刈線間（4.4キロ）が開通した区間で、佐留志から小城市牛津町下砥川永田地区の道路状況を確認しました。特に今議会の一般質問にも通告がなされており、3区間にわたり視察をいたしました。

1カ所目の国道34号線からの入り口付近の交差点では、芦刈方面への進路がわかりにくく、また国道に出るほうも進路案内がわかりづらいということから、道路への路面標示はできないのかと意見が出ました。

2カ所目は、下分方面へ行く2つ目の交差点では、カーブにある交差点のため見づらく、

事故が起きやすいようでした。

3カ所目は、永田地区の県道の下を通るアンダーパス（地下道）を拝見し、これによりどのような効果があるのか、今後の推移を確認したいというところです。

以上のようなことから、委員会として執行部へ問題箇所の提議をし、御検討お願いいたします。

最後に、開通により交通の利便性の向上や、地域の皆さんに必要となるような道路であってほしいと思います。

以上、委員長報告を終わります。

#### ○武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

#### 日程第2 議案第27号

#### ○武富 久議長

日程第2．議案第27号 江北町職員等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。

#### ○土淵茂勝議員

おはようございます。それでは、江北町職員等の給料の特例に関する条例案に反対をいたします。

この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特例期間として江北町職員の給与を引き下げるもので、その削減額はおよそ1,000万円となります。

この措置は、安倍政権による公務員総人件費を国、地方合わせて2兆円削減することを目的として着手されたもので、そのもとで今回、国家公務員の7.8%削減を反映させたラspa

イレス指数を新たに示し、各自治体にそれを超える部分の削減を求めてきたものです。

これに対して、地方六団体は「自治体が自主的に決める給与への国の介入は自治の根本に抵触する」、「地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されない」と抗議をしております。

これまでも、職員給与の引き下げはたび重なって実施されましたが、行革以来、職員減と給与の引き下げで削減額は7億2,000万円にも上っております。また、デフレ脱却を旗印に掲げ、財界に労働者の賃金引き上げを求めているときに、地方公務員の人件費削減を強要するなど矛盾の極みで許されないことです。

給与引き下げは職員のやる気を阻害するだけでなく、職員の非正規化や住民サービスの後退にもつながります。さらに、地域経済へのマイナス効果、民間の賃下げに連動いたします。職員給与の引き下げは中止すべきです。

以上、反対の理由といたします。

#### ○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番西原君。

#### ○西原好文議員

江北町職員等の給料の特例に関する条例制定についての賛成の意見を述べさせていただきます。

町長の提案理由にもありましたが、平成24年の国家公務員給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年1月28日付で各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう総務大臣からの要請により、江北町職員の給料を7月から来年3月までの9カ月間に限り、4%の減額をするものであります。

国からの要請の際、地方交付税による調整が行われたことや、町の判断に対して組合との協議による同意等も得られており、国に準じて引き下げ後の国家公務員の給与水準を超えないよう期限つきでの来年3月までとなっております。

削減率については一律4%としており、国家公務員の給料を100としたときのラスパイレ指数に調整され、近隣市町においても給料の減額は実施されており、町民感情を配慮したものとなっております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

#### ○武富 久議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおりに決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立多数であります。よって、議案第27号 江北町職員等の給料の特例に関する条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

**日程第3 議案第28号**

**○武富 久議長**

日程第3. 議案第28号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第28号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

**日程第4 議案第30号**

**○武富 久議長**

日程第4. 議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立多数であります。よって、議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第5 議案第31号**

**○武富 久議長**

日程第5. 議案第31号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第31号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第6 議案第32号**

**○武富 久議長**

日程第6. 議案第32号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立多数であります。よって、議案第32号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第7 議案第33号**

**○武富 久議長**

日程第7. 議案第33号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立多数であります。よって、議案第33号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第8 議案第34号**

**○武富 久議長**

日程第8. 議案第34号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立多数であります。よって、議案第34号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第9 意見案第2号**

**○武富 久議長**

日程第9. 意見案第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、意見案第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書は原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、関係官庁に送付したいと思います。

**日程第10 意見案第3号**

**○武富 久議長**

日程第10. 意見案第3号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第3号 教育予算の拡充を求める意見書は、原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、各関係官庁に送付したいと思います。

これをもって、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第2回江北町議会定例会は閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成25年第2回江北町議会定例会は閉会したいと思います。

午前9時22分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 6 月21日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記